

令和3年度から11年度に(令和3.4.1～令和12.3.31)

茨木市内で保育のお仕事を始める方

最大10年間で

240万円

# 奨学金返済を支援します



補助について

24万円/年を上限

とし、最大10年間

※返済した奨学金の額と  
24万円のいずれか低い額



対象となる  
奨学金

独立行政法人日本学生  
支援機構(第1種・  
第2種)の奨学金など

対象者

※類似の補助制度にて補助を受けている方  
及び雇用期間に定めのある方は対象外となります。

次の①②③④すべてに該当する方

- ① 奨学金を利用して資格を取得した、  
保育士・看護師・准看護師の方
- ② 1日当たり6時間以上かつ1ヶ月20日以上勤務している
- ③ 令和3年4月1日から令和12年3月31日に採用(看護師・  
准看護師は令和6年4月1日から令和12年3月31日に採用)
- ④ 茨木市内の認可を受けた私立保育園、認定こども園、  
小規模保育事業所または事業所内保育事業所に勤務



次なる  
茨木へ。

お問い合わせ・申請先

茨木市 こども育成部 保育幼稚園総務課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所南館3階22番窓口

TEL:072-655-2753 Mail:hy-somu@city.ibaraki.lg.jp

詳しい申請内容などは  
市ホームページをご確認ください。

